

公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟 (JDSF)
JDSF アマルガメーション規程

平成19年2月25日 執行委員会決定

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟 (以下「JDSF」という。) がダンススポーツを広く普及していくため、その手段となるアマルガメーションについて必要な事項を定めるものとする。

(アマルガメーションの種類)

第2条 JDSFが制定するアマルガメーションは、次に掲げるとおりとする。

1.標準アマルガメーション〔1〕

6級戦から4級戦の競技会において使用することを想定したアマルガメーション
技術認定試験のグレードコースにおいて使用することを想定したアマルガメーション

2.標準アマルガメーション〔2〕

3級戦以上の競技会において使用することを想定したアマルガメーション 技術認定試験の上級者向けに使用することを想定したアマルガメーション

3.その他JDSFが定めるアマルガメーション

公認指導員試験において使用することを想定したアマルガメーション及びJDSFが普及活動のために使用することを想定して定めたアマルガメーション等

(アマルガメーションの見直し)

第3条 JDSFが制定するアマルガメーションは、次に掲げるところにより見直しを行うものとする。

1.標準アマルガメーション〔1〕 2～3年ごと

2.標準アマルガメーション〔2〕 1～3年ごと

3.その他JDSFが定めるアマルガメーション 必要の都度

附 則

(施行期日)

第4条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。